

電力提供サービス利用契約約款（マンション電力提供サービス[共用部分用]）

**共用部分用・選択規約
高圧電力利用規約
《東京電力パワーグリッド株式会社管内》**

実施日 2018年3月1日

株式会社 NTT ファシリティーズ

共用部分用・選択規約
高圧電力利用規約
«東京電力パワーグリッド株式会社管内»

目 次

第 1 条 適用	1
第 2 条 定義	1
第 3 条 対象地域	1
第 4 条 本選択規約の変更等	1
第 5 条 単位および端数処理	2
第 6 条 申込み等	2
第 7 条 提供条件	2
第 8 条 使用電力量の計量	3
第 9 条 日割計算	3
料金表	4
1 (料金)	4
1-1 (適用)	4
1-2 (料金額)	5
2 (その他費用)	6
2-1 (工事費負担金)	6
2-2 (工事費)	6
2-3 (付加サービス料)	7
附則	8
別表	9
1 (使用電力量の協定)	9
2 (料金および工事費の精算方法)	9

第1条（適用）

この「高圧電力利用規約」（以下「本選択規約」といいます。）は、当社の電力提供サービス利用契約約款（マンション電力提供サービス[共用部分用]）（以下「本約款」といいます。）にもとづく基本契約を結んでいる建物代表者（以下「お客さま」といいます。）が、共用部分用の電力提供サービスを利用せず、お客さまが自ら設置する受変電設備により対象建物の共用部分で使用する電気を供給するために当社が高圧の電力提供サービス（以下「本サービス」といいます。）を提供するときの料金その他の条件を定めたものです。

本選択規約で定める事項については、本約款に優先して適用されるものとし、本選択規約で定めのない事項については本約款に定めるところによります。

第2条（定義）

次の用語は、本選択約款において、それぞれ次の意味で使用いたします。本選択約款で用いられるその他の用語は、本選択約款で別途定義される場合を除き、本約款において用いられている意味を有するものとします。

用語	用語の意味
管轄電力会社	本選択規約では、一般送配電事業者としての東京電力パワーグリッド株式会社をいいます。
みなし小売事業者	電気事業法にて定められたみなし小売事業者をいいます。
電力会社等	本選択規約では、みなし小売事業者としての東京電力エナジーパートナー株式会社をいいます。
契約受電設備	契約上使用できる受電設備であって、受電電圧と同位の電圧を1次側電圧とする変圧器およびその2次側に施設される変圧器をいいます。
最大需要電力	需要電力の最大値であって、電力量計で計量された30分ごとの使用電力量を2倍した値をいいます。
力率	供給された電力のうち、有効に使用された電力の割合のことをいいます。
夏季	毎年7月1日から9月30日までの期間をいいます。
その他季	毎年10月1日から翌年の6月30日までの期間をいいます。

第3条（対象地域）

本サービスで定める料金等その他の条件が適用される対象地域は管轄電力会社の供給区域と同一となります。ただし、離島は除きます。

第4条（本選択規約の変更等）

当社は、本選択規約の内容を変更または廃止する場合には、本約款第2条（本約款等の変更）によるものとします。

第5条（単位および端数処理）

本選択規約において料金その他を計算する場合の単位およびその端数処理は、次のとおりといたします。

- イ. 契約電力および最大需要電力の単位は、1 キロワットとし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。
- ロ. 使用電力量の単位は、1 キロワット時とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。
- ハ. 力率の単位は、1 パーセントとし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。
- ニ. 料金その他の計算における金額の単位は、1 円とし、1 円未満の端数は切り捨てます。

第6条（申込み等）

- (1) 本サービスの提供を希望される場合は、当社所定の方式により申し出ていただきます。
- (2) 本サービスは、対象建物の共用部分で電気を使用するために既にお客さまの受変電設備が施設されている場合で、専有部分用の電力提供サービスの提供の支障にならないと当社が判断し、当社が承諾した場合に提供いたします。
- (3) 当社は、原則として、1 提供電気方式、1 引込みおよび 1 計量をもって本サービスを提供いたします。

第7条（提供条件）

- (1) 対象となるお客さま
本サービスは、次のいずれにも該当するお客さまで、当社との協議が整ったお客さまに提供いたします。
 - イ. 共用部分の電気の使用に利用すること。
 - ロ. 高圧で電気の提供を受けて、電灯もしくは小型機器と動力をあわせて使用する需要であること。
- (2) 提供電気方式、提供電圧および周波数
提供電気方式、提供電圧および周波数は、交流 3 相 3 線式標準電圧 6,000 ボルトとし、周波数は、標準周波数 50 ヘルツといたします。
- (3) 契約電力
契約電力は、次のいずれかの方法にもとづきお客さまと当社の協議によって定めます。
 - イ. 使用する負荷設備および受電設備の内容と最大需要電力を基準とする方法
 - ロ. 本サービスを提供しようとする需要場所において、(2) と同一の提供電気方式等で電気を供給されていた場合に、その直近 1 年間の最大需要電力の最大値を基準とする方法。ただし、使用する負荷設備および受電設備に変更がない場合に限り、適用します。
- (4) 力率の保持
イ. 需要場所の負荷の力率は、原則として、電灯および小型機器については 90 パーセント以上、動力については 85 パーセント以上に保持していただきます。
ロ. 進相用コンデンサを取り付ける場合は、それぞれの電気機器ごとに取り付けていただきます。ただし、やむをえない事情によって、2 以上の電気機器に対して一括して取り付ける場合は、進相用コンデンサの開放により、軽負荷時の力率が進み力率とならないようにしていただきます。
なお、進相用コンデンサは、管轄電力会社の託送供給等約款に定める基準に沿って取り付けていただきます。

(5) 料金

料金は、基本料金、電力量料金および再エネ賦課金相当額の合計とし、その適用および料金額は料金表 1（料金）に定めるものといたします。

(6) その他

原則として、本サービスの適用を開始した日または契約電力を増加した日以降 1 年に満たないで契約電力を減少させることはできません。

第 8 条（使用電力量の計量）

(1) 本約款第 14 条（使用電力量の計量）に定める使用電力量の計量方法は、次のとおりといたします。

イ. 使用電力量の計量は、原則として提供地点に取り付けた電力量計により提供電圧と同位の電圧で、30 分単位で計量いたします。

なお、乗率を有する電力量計の場合は、乗率倍するものといたします。

ロ. 料金の算定期間の使用電力量は、イ. で計量された使用電力量を、料金の算定期間において合計した値を使用電力量といたします。

(2) 当社は、検針による使用電力量を、原則として電磁的方法によりお客さまにお知らせいたします。

(3) 電力量計を取り替えた場合は、料金の算定期間における使用電力量は（4）の場合を除き、取り付けおよび取り外した電力量計ごとに（1）に準じて計量した使用電力量を合算してえた値といたします。

(4) 電力量計の故障等によって使用電力量を正しく計量できなかった場合には、料金の算定期間の使用電力量は、別表 1（使用電力量の協定）を基準として、お客さまと当社との協議によって定め

ます。

第 9 条（日割計算）

(1) 本約款第 15 条（料金の算定）に定める日割計算の算定方法は、次によります。

イ. 基本料金を日割りする場合

1 月の該当料金×日割計算対象日数÷検針期間の日数

ロ. 電力量料金を日割りする場合

電力量料金は、日割計算の対象となる期間の実際の使用電力量に応じて算定いたします。

ハ. 再エネ賦課金相当額を日割りする場合

再エネ賦課金相当額は、日割計算の対象となる期間の実際の使用電力量に応じて算定いたします。

(2) (1) の「日割計算対象日数」には、開始日を含み、終了日を除きます。

(3) (1) の「検針期間の日数」は、次のとおりといたします。

イ. 本サービスの適用を開始した場合

適用開始日の直前の検針日から、本サービスの適用開始直後の検針日の前日までの日数。

ロ. 本サービスの適用を終了した場合

終了日の直前の検針日から、当社が次回の検針日としてお客さまにあらかじめお知らせした日の前日までの日数。

(4) 当社は、日割計算をする場合には、必要に応じてそのつど計量値の確認をいたします。

料金表

1 (料金)

1-1 (適用)

区 分	内 容
イ. 基本料金の適用	基本料金は、1月につき、その契約電力に1-2(料金額)イ.に定める基本料金単価を適用して算定いたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。
ロ. 電力量料金の適用	(イ) 電力量料金は、その1月の使用電力量に1-2(料金額)ロ.に定める電力量料金単価を適用して算定いたします。 (ロ) 夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。 (ハ) 電力量料金は、本表ハ.欄により算定される燃料費調整額を差し引き、または加えたものといたします。
ハ. 燃料費調整額の適用	燃料費調整額は、その1月の使用電力量に1-2(料金額)ハ.に定める燃料費調整単価を適用して算定いたします。
ニ. 力率割引の適用	(イ) 力率は、原則として100パーセントとみなし、基本料金について15パーセント割引して適用いたします。ただし、まったく電気を使用しない場合は、力率割引を適用いたしません。 (ロ) 当社が必要と認めるときには、力率を実際に確認させていただく場合があります。
ホ. 再エネ賦課金相当額の適用	(イ) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、当該再生可能エネルギー発電促進賦課金単価に係わる納付金単価を定める告示がなされた年の5月検針分の電気料金から翌年4月検針分の電気料金まで適用いたします。 (ロ) 再エネ賦課金相当額は、その1月の使用電力量に再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定いたします。
ヘ. 口座振替割引の適用	口座振替払いを選択されたお客さまについては、各回請求額(消費税等相当額を含みます。)より55円割引いたします。
ト. 適用開始等から1年に満たないで解約または廃止等があった場合の料金の精算	お客さまが、新たな契約もしくは契約内容の変更により本サービスを新たに適用開始した日または契約電力を増加した日以降1年に満たないで基本契約を解約(本約款第31条(当社からの契約の解約等)(1)によるものを含みます。以下、同じとします。)もしくは本サービスの適用を廃止または契約電力を減少した場合には、当社は、基本契約の解約日もしくは本サービスの廃止日または契約電力を減少した日に、別表2(料金および工事費の精算方法)に定めるところにより料金を精算していただきます。

1-2 (料金額)

区 分	料金額
イ. 基本料金単価	電力会社等が公表している高圧の「業務用電力」相当の現に適用している基本料金単価と同額
ロ. 電力量料金単価	電力会社等が公表している高圧の「業務用電力」相当の現に適用している区分別の電力量料金単価と同額
ハ. 燃料費調整単価	電力会社等が公表している高圧の「業務用電力」相当の現に適用している燃料費調整単価と同額

2 (その他費用)

2-1 (工事費負担金)

工事費負担金は、発生する工事の態様に応じて次表のとおり申し受けます。

種 類	工事費負担金の額
イ. 電力提供サービスの提供、変更および廃止にともなう工事費負担金	管轄電力会社が公表する託送供給約款等または電力会社等が公表する電気供給約款等における工事費負担金に準じた額
ロ. 適用開始等から1年に満たないで解約または廃止等があった場合の工事費負担金の精算	お客さまが、新たな契約もしくは契約内容の変更により本サービスを新たに適用開始した日以降1年に満たないで基本契約を解約または本サービスの適用を廃止した場合には、当社は、基本契約の解約日に、別表2(料金および工事費の精算方法)にもとづき工事費負担金を精算していただきます。

2-2 (工事費)

工事費は、発生する工事の態様に応じて次表のとおり申し受けます。

種 類	工事費の額
イ. サービス提供停止の解除	本約款第22条(サービス提供停止の解除)に定める再開にあたって特別な対応を必要とする場合の基本工事費 時間あたり基本費用 11,000円(税抜10,000円) なお、上記基本費用のほか、実際に要した時間または合理的な範囲で算定した費用を申し受ける場合があります。
ロ. 電力量計の取り付け等	本約款第27条(設備の賠償)に定める亡失もしくは修理不可能となった当社の電力量計を取り替え、またはお客さまの希望により電力量計を増設もしくは付替え等する場合の標準工事費(機器代を含む。) 1 電力量計あたり 44,000円(税抜40,000円) なお、作業時間および移動時間の合計が3時間をこえる場合、または当社の営業日の午前9時から午後5時までの時間以外の時間での対応となる場合など標準工事費にて対応できない場合等には、別途、割増料金を含めた合理的な範囲で算定した追加費用を申し受ける場合があります。
ハ. その他特別な工事等をする場合の工事費	お客さまの希望に応じて特別な工事または設備の施設を行なう場合、実際に要した時間または合理的な範囲で算定した費用を工事費として申し受けます。

2-3（付加サービス料）

付加サービス料は、当社が提供した付加サービスに応じて次表のとおり申し受けます。

付加サービス料の種類	適用	料金額
イ. 料金明細内訳書事前案内手数料	<p>口座振替払いまたはクレジットカード払いを選択されるお客さまが、口座振替日またはクレジットカード払いの引き落とし日に先だって紙媒体による料金明細内訳書の発行を希望される場合に適用いたします。この場合、お客さまは、事前に当社所定の方式により申込みをしていただきます。</p> <p>（注）当社専用 Web サイト（でんき案内板）においても料金明細等を確認いただけます。自然環境保護等の観点からも当該 Web サイトの利用をおすすめいたします。</p>	110 円/月
ロ. 請求書再発行手数料	<p>請求書兼払込取扱票（以下「請求書」といいます。）により料金等その他費用を支払っていただくお客さま（口座振替払いで口座振替日に引き落としができなかったお客さまを含みます。）へ請求書を再発行する場合に適用いたします。</p> <p>（注）請求書に記載の支払期限までに支払っていただけなかった場合、督促のためお客さまの承諾をえることなく請求書を再発行することがあります。この場合、支払っていただくまでの間に再発行するつど、再発行した回数分の請求書再発行手数料の累積額を請求額に上乗せして請求いたします。</p>	305 円/回
ハ. 支払証明書発行手数料	<p>月々の支払いを証明する支払証明書の発行を希望される場合に適用いたします。この場合、お客さまは当社所定の方式により申込みをしていただきます。</p> <p>（注 1）支払証明書にて証明可能な範囲は、発行申込みのあった当月の請求分を含み、直近 15 ヶ月分までの請求分となります。ただし、支払証明書 1 枚あたりで証明できる範囲は、12 ヶ月分までといたします。</p> <p>（注 2）別途、郵送料が必要となる場合があります。</p> <p>（注 3）クレジットカード払いの場合は、お客さまがそのクレジット会社へ支払いを行なったものに限り、この証明は有効となります。</p>	440 円/枚

附 則

附則（2018年2月23日第002325号）

第1条(実施期日)

この改正による本選択規約の変更（以下「本変更」といいます。）は、2018年3月1日を効力発生日（以下「効力発生日」といいます。）といたします。

第2条（既契約に関する経過措置）

本選択規約の効力発生日の際現に、改正前の電力提供サービス利用契約約款（以下「旧約款」といいます。）および高圧電力料金適用規約（以下「旧選択規約」といいます。）により高圧の電力提供サービス（対象建物の所在地を供給区域とする管轄電力会社に対応したものとします。）を提供されている共用部分にかかるシステム利用契約は、改正後の電力提供サービス利用契約約款（マンション電力提供サービス[共用部分用]）にもとづく基本契約に移行した日において、本選択規約による高圧の電力提供サービスを提供されている基本契約に移行したものとみなします。

第3条（料金等の支払い等に関する経過措置）

本変更の前に旧約款および旧選択規約の規定により支払いまたは支払わなければならなかった料金その他の債務については、なお従前のとおりといたします。

附則（2019年9月20日第003194号）

（実施期日）

この改正規定は、2019年10月1日から実施します。

別 表

1 (使用電力量の協定)

使用電力量を協議によって定める（以下「協定」といいます。）場合は、原則として次によります。

(1) 過去の使用電力量による場合

次のいずれかによって算定いたします。ただし、協定の対象となる期間または過去の使用電力量が計量された料金の算定期間に契約電力の変更があった場合は、料金の計算上区分すべき期間の日数にそれぞれの契約電力を乗じた値の比率を勘案して算定いたします。

イ. 前月または前年同月の使用電力による場合

前月または前年同月の使用電力量 ÷ 前月または前年同月の料金の算定期間の日数 × 協定の対象となる期間の日数

ロ. 前 3 月間の使用電力量による場合

前 3 月間の使用電力量 ÷ 前 3 月間の料金の算定期間の日数 × 協定の対象となる期間の日数

(2) 使用された負荷設備の容量と使用時間による場合

使用された負荷設備の容量（入力）にそれぞれの使用時間を乗じてえた値を合計した値といたします。

(3) 取替後の電力量計等に計量された期間の日数が 10 日以上である場合で、取替後の電力量計等によって計量された使用電力量によるとき。

取替後の電力量計等によって計量された使用電力量 ÷ 取替後の電力量計等によって計量された期間の日数 × 協定の対象となる期間の日数

(4) 参考のために取り付けた電力量計等の計量による場合

参考のために取り付けた電力量計等によって計量された使用電力量といたします。

(5) 公差をこえる誤差により修正する場合

計量電力量 ÷ {100 パーセント + (±誤差率)}

なお、公差をこえる誤差の発生時期が確認できない場合は、次の月以降の使用電力量を対象として協定いたします。

イ. お客さまの申出により測定したときは、申出の日の属する月

ロ. 当社が発見して測定したときは、発見の日の属する月

2 (料金および工事費の精算方法)

(1) 精算方法

イ. 適用開始日以降 1 年に満たないで基本契約を解約または本サービスの適用を終了する場合

(イ) 料金

当社は、適用開始日からその適用を終了される日の前日までの期間について、さかのぼって (2) に定める臨時電力の料金を適用いたします。この場合、当初から臨時電力の料金を適用して算定される料金と既に申し受けた料金の差額を申し受けます。

(ロ) 工事費

当社は、お客さまが契約電力を新たに設定されたこととともない新たに施設した設備について、(2) に定める臨時工事費として算定される額と既に申し受けた工事費との差額を申し受けます。

ロ. 契約電力を増加された日以降 1 年に満たないで基本契約を解約または本サービスの適用を終

了する場合

(1) 料金

当社は、お客さまが契約電力を増加された日からその適用を終了される日の前日までの期間の料金について、契約電力を増加された日の前日の契約電力を上回る契約電力分について、さかのぼって(2)に定める臨時電力の料金を適用いたします。この場合、当初から臨時電力として算定される料金と既に申し受けた料金の差額を申し受けます。

なお、臨時電力を適用する使用電力量は、その期間の使用電力量について、増加前の契約電力を上回る契約電力分と残余分の比であん分してえたものといたします。

(0) 工事費

当社は、お客さまが契約電力を増加されたこととともない新たに施設した設備について、(2)に定める臨時工事費として算定される額と既に申し受けた工事費との差額を申し受けます。

八. 契約電力を新たに設定された日以降 1 年に満たないで契約電力を減少しようとされる場合

(1) 料金

当社は、お客さまが契約電力を新たに設定された日から契約電力を減少される日の前日まで期間の料金について、減少される日以降の契約電力を上回る契約電力分について、さかのぼって(2)に定める臨時電力の料金を適用いたします。この場合、当初から臨時電力として算定される料金と既に申し受けた料金の差額を申し受けます。

なお、臨時電力を適用する使用電力量は、その期間の使用電力量について、減少後の契約電力を上回る契約電力分と残余分の比であん分してえたものといたします。

(0) 工事費

当社は、設備のうち減少した契約電力に見合う部分について、(2)に定める臨時工事費として算定される額と既に申し受けた工事費との差額を申し受けます。

二. 契約電力を増加された日以降 1 年に満たないで契約電力を減少しようとされる場合

(1) 料金

当社は、お客さまが契約電力を増加された日から契約電力を減少される日の前日までの期間の料金について、減少される日以降の契約電力を上回る契約電力分（減少される日以降の契約電力が増加された日の前日の契約電力を下回る場合は、増加された日の前日の契約電力を上回る契約電力といたします。）について、さかのぼって(2)に定める臨時電力の料金を適用いたします。この場合、当初から臨時電力として算定される料金と既に申し受けた料金の差額を申し受けます。

なお、臨時電力を適用する使用電力量は、その期間の使用電力量について、減少後の契約電力を上回る契約電力分（減少後の契約電力が増加前の契約電力を下回る場合は、増加前の契約電力を上回る契約電力分といたします。）と残余分の比であん分してえたものといたします。

(0) 工事費

当社は、設備のうち減少した契約電力に見合う部分について、(2)に定める臨時工事費として算定される額と既に申し受けた工事費との差額を申し受けます。

(2) 臨時の料金および工事費

イ. 臨時料金

(1) 基本料金

電力会社等が公表している高圧の「臨時電力」相当の現に適用している契約電力 1 キロワット 1 日あたりの基本料金単価と同額

(ロ) 電力量料金

電力会社等が公表している高圧の「臨時電力」相当の現に適用している契約電力 1
キロワット時あたりの電力量料金単価と同額

ロ. 工事費

電力会社等が公表している高圧の「臨時電力」相当の電気の提供を受けるお客さまのため
に新たに設備を施設される場合に適用される工事費の額